

蒲郡市公共工事に係る入札契約情報の公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事に係る入札及び契約手続において、透明性及び公正な競争性を確保するため、入札及び契約の過程に関する事項（以下「入札契約情報」という。）を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 設計金額が250万円を超える建設工事に係る入札契約情報のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 毎年度の発注見通し
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格
- (3) 一般競争入札に参加しようとした者の商号又は名称
- (4) 一般競争入札に参加させなかった者の商号又は名称及び参加させなかった理由
- (5) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (6) 指名競争入札に指名した者の商号又は名称及び指名した理由
- (7) 随意契約した者の商号又は名称、随意契約した理由及び契約の相手方とした理由
- (8) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (9) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (10) 最低制限価格未満の入札をした者の商号又は名称
- (11) 予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格
- (12) 金額の変更を伴う契約変更の内容及び変更理由

2 前項の規定にかかわらず、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって、公表に適さない特別の事情があるものについては公表しない。

(発注見通しの公表)

第3条 前条第1項第1号の発注見通しの公表は、毎年度4月1日以後遅滞なく、発注見通一覧表（第1号様式）により当該年度末までに発注する建設工事について行う。

2 前項の発注見通しに変更が生じた場合には、当該年度の10月1日を目途として、変更後の発注見通しを公表する。

(一般競争入札に係る情報の公表)

第4条 第2条第1項第2号から第4号までに係る情報の公表は、次に掲げる事項を公表することにより行う。ただし、第4号については、入札が不調の場合は公表しない。

- (1) 一般競争入札公告写し
- (2) 入札参加資格者名簿
- (3) 蒲郡市建設工事請負業者格付要領（以下「格付要領」という。）第8条の規定に基づく格付名簿（以下「格付名簿」という。）
- (4) 競争入札執行状況調書（第2号様式）
- (5) 格付要領
- (6) 蒲郡市建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）

(指名競争入札に係る情報の公表)

第5条 第2条第1項第5号及び第6号に係る情報の公表は、次に掲げる事項を公表することにより行う。ただし、第3号については、入札が不調の場合は公表しない。

- (1) 入札参加資格者名簿
- (2) 格付名簿
- (3) 競争入札執行状況調書（第2号様式）
- (4) 格付要領
- (5) 選定要領

(随意契約に係る情報の公表)

第6条 第2条第1項第7号に係る情報の公表は、随意契約調書（第3号様式）により行う。

(入札者等に係る情報の公表)

第7条 第2条第1項第8号から第10号までに係る情報の公表は、入札事務の整理後、次に掲げる事項を公表することにより行う。ただし、入札が不調の場合は公表しない。

- (1) 競争入札執行状況調書（第2号様式）
- (2) 入札結果調書（第4号様式）

(予定価格等の公表)

第8条 第2条第1項第11号に係る情報の公表は、別に定めのある場合を除き、

入札事務の整理後、競争入札執行状況調書（第2号様式）により行う。ただし、入札が不調の場合は公表しない。

（契約変更に係る情報の公表）

第9条 第2条第1項第12号に係る情報の公表は、契約変更調書（第5号様式）により行う。

（公表の方法）

第10条 公表は、契約担当課が行うものとし、その方法は、インターネット又は閲覧によるものとする。

（公表の期間）

第11条 一般競争入札公告の写し、競争入札執行状況調書（第2号様式）、随意契約調書（第3号様式）、入札結果調書（第4号様式）及び契約変更調書（第5号様式）をインターネットへの掲載又は閲覧のため備え置く期間は、入札、見積徴取又は変更契約を行った日から4年を経過する日の属する年度の3月31日までとする。

2 発注見通一覧表（第1号様式）、格付名簿、格付要領及び選定要領をインターネットへの掲載又は閲覧のため備え置く期間は常時とする。

（委託業務等に係る情報の公表）

第12条 公共工事施工に係る測量、調査及び設計等委託業務、工事に要する材料等の購入、製造の請負等に係る入札契約情報の公表については、これを準用する。

附 則

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

2 蒲郡市公共工事に係る入札結果等の公表事務取扱要領（昭和57年6月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。